認可外保育施設利用支援事業補助金の 申請に係る申立書兼誓約書

令和 年 月 日

武蔵村山市長 殿

	保護者 住 5	
私は、認可外保育施設利用支援事業補助金の申請にあたり、次のとおり申立ての上、誓約します。		
	動中です。 <u>令和 年</u> を開始し、保育の必要性	
□ 私は、 <u>令和 年</u> 要性の認定を希望		がありますので、出産要件にて保育の必
 (申立書兼誓約書控え)	キリトリ綜	※ 切り取らないでご提出ください。

認可外保育施設利用支援事業補助金の申請に係る申立書兼誓約書を提出された方へ

次の事項に留意の上、必ず期限までに必要な手続きをお取りくださいますようお願いいたします。 【求職活動の方】

- ① 誓約書に記載した月から2か月以内に「就労(予定)証明書」を提出してください。なお、 月48時間以上の就労証明として、給与明細書3か月分の写しを後日提出していただきます。
- ② やむを得ない事情で「就労(予定)証明書」等を①に記載の日から2か月以内に提出できない場合は、あらかじめ電話等で連絡してください。
- ③ 求職活動を理由とする保育の必要性の認定は、原則として継続認定できません。
- ④ 「就労(予定)証明書」等の提出がなく、電話等の連絡もない場合は、保育の必要性がないとみなし、認定を取り消すことがありますので、あらかじめご承知おきください。

【出産要件の方】

① 出産要件で申請をされた場合は、保育の必要性の認定は、出産予定月を挟む前後2か月後の合計5か月(多胎児の場合はさらに前2か月を加えた合計7か月)となります。

提出先・お問い合わせ先 武蔵村山市役所子ども家庭部子ども育成課保育・幼稚園係 電話 042-565-1111 (内線197)